

分類	質問	回答（HP公表用）	公募要領 対象ページ	追加日
応募要件	1件当たりの申請上限額はあるか。	1件当たりの申請額に上限はありませんが、採択は事業予算の範囲内で行います。 補助対象設備（発電所）の合計出力（AC）の上限は、30MWとしております。	要領1-3、1-6	
応募要件	需要家に個人は含まれるか。	個人は需要家に含まれません。	要領1-4	
応募要件	本事業において、地方公共団体が需要家となることは可能か。	地方公共団体が、需要家となる場合は補助対象外です。	要領1-4	
応募要件	補助対象設備の設置場所に関する制限はあるか。	需要家の需要地への設置、および居宅、集合住宅の屋根への設置は、補助対象外となります。	要領1-4	
応募要件	補助対象事業者の具体的な要件を知りたい。	補助対象事業者の要件は公募要領1-5をご確認ください。	要領1-5	
応募要件	本事業に申請できる者は誰か。	補助対象設備（太陽光発電設備、蓄電池）を新たに設置・所有する事業者が申請者となります。	要領1-5	
応募要件	複数社での連名申請は可能か。	補助対象事業者は、原則として1申請あたり1法人に限ります。	要領1-5	
応募要件	発電事業者と需要家が同一であってもよいのか。	問題ありません。	要領1-5	
応募要件	発電事業者・小売電気事業者・需要家などの資本関係があってもよいのか。	資本関係があることをもって対象外とはなりません。	要領1-5	
応募要件	補助対象設備要件のうち「2MW以上」の設備要件をおしえてほしい。	2MW以上とはACベースの出力の合計です。	要領1-6	
応募要件	FIT・FIP制度の認定済の発電設備は応募できるのか。	本事業に採択された場合、申請の取り下げを確認できれば交付決定されません。 交付決定後に判明した場合は、交付決定を取り消します。	要領1-6	
応募要件	買取率の算定は、年間合計値による算定で問題ないか。	問題ありません。	要領1-6	
応募要件	将来的な廃棄費用は積立てを行うことが求められるのか。また、積立て時期に関する決まりはあるか。	公募要領1-6、vi項 「補助対象設備の解体・撤去等に係る廃棄等費用について」をご確認ください。	要領1-6	
応募要件	採択決定の前に着手した工事や発注した設備なども補助の対象となるか。	原則として、交付決定前に行われた工事や発注済みの設備は補助対象外です。 公募要領4、事前着手申請手続きをご確認ください。	要領1-6、 要領4	
応募要件	補助率を教えてください。	公募要領1-7、補助率をご確認ください。	要領1-7	
応募要件	自治体連携型で地方公共団体の土地を借り受けて設備を設置する場合、土地借料は補助対象となるか。	土地の借料・利用料は補助対象外です。	要領1-8	
応募要件	リース・レンタル・中古の設備は補助対象になるか。	補助対象設備に関して、リース・レンタル・中古の設備は補助対象外です。 （ただし、電動車の駆動用蓄電池のリユース蓄電池を除く。） 工事で使用する建設機器・機材について、リース・レンタル・中古を妨げるものではありません。	要領1-8	
応募要件	国や地方公共団体が行う補助金などの併用は可能か。	国が行う他の補助金との併用はできません。なお、地方公共団体が行う補助金等との併用については、それぞれの地方公共団体に確認してください。	要領1-8	
応募要件	消費税は補助対象経費に含まれるか。	消費税及び地方消費税は補助対象外です。	要領1-8	
応募要件	公募要領1-6ivの補助対象経費の単価があるが、これは消費税抜きの額か。	税抜きとなります。	要領1-8	
応募要件	接続検討申込の事前相談に要する経費等は、補助対象経費に含まれるか。	公募要領1-8に記載のとおり、系統連系手続に関する、一般送配電事業者に対する接続検討申込の事前相談に要する経費及び電力需給契約に係る保証金等、工事費負担金以外の経費は補助対象外です。	要領1-8	
応募要件	開業したばかりの事業者も申請可能か。	開業1年未満の事業者であっても申請は可能です。その場合、開業1年未満の場合は資本や資産などの状況が分かる書類を添付してください。 合同会社の場合は、出資元企業の決算書（直近1年分）を添付してください。	要領2-3	
応募要件	地方公共団体が所有する土地を賃貸している者から、又貸し・転貸により借り受ける場合は自治体連携型①に該当するか。	自治体連携型①に該当するものは、補助対象事業者が地方公共団体から直接借り受けている場合に限りです。なお、土地の取得や賃貸に係る経費は補助対象ではありません。	要領1-7	
応募要件	FIT・FIP制度への入札参加中の案件などは応募できるのか。	工事未着手の場合に限り、FIT・FIP制度の入札参加中の案件及び申請中の案件について、本補助金に応募することは可能ですが、採択後速やかにFIT・FIP制度の入札等の申請の取り下げ等を行ってください。なお、本補助金の事業完了時にFIT・FIP制度の認定を受けていることが判明した場合、交付決定を取り消します。	要領1-6	
応募要件	8年以上の契約等とは、いつから数えて8年以上とすればよいのか。	8年以上とは、全ての補助対象設備が運転し、需要家に対して、補助対象設備による電気の供給を受けた小売電気事業者による電気の小売供給が開始された日から起算します。	要領1-6	
応募要件	カーポート等の太陽光発電も補助の対象になるか。	複合商業施設のカーポートなどに設置する場合、1拠点として30kW以上の太陽光発電設備であることが必要です。但し、カーポート本体は新設、既設にかかわらず補助対象外です。	—	
	「複数年度事業」とは、どのような事業を指すのか。	複数年度事業は、最長3か年度の事業期間の中で補助事業を行って頂きます。 対象は、長工期の特別高圧発電所や事業規模として総額20億円程度のものを想定しています。 詳細は、公募要領1-11をご参照願います。	要領1-11	
	「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」の遵守に関して 対応に時間を要する可能性がある。説明会等の実施に係る期限がありますか。	工事の着工までに実施願います。 実施の証憑は、同ガイドラインの付録様式を用いて事務局に提出してください。	要領1-6	
応募要件	発電所が所在する地域と需要地の地域は一致している必要があるか。 発電場所と需要家で電力のエリアをまたぐ場合でも大丈夫か。	一致している必要はありませんが、間接送電権の購入等により需要地に送電するために必要な措置が講じられていることを基本としています。	要領1-6	
応募要件	発電所からの電気が、一度アグリゲーターを通して、そこから小売電気事業者に行き需要家に供給される場合、補助金の対象になるのか。	申請者（発電事業者）-小売電気事業者-需要家の関係で発電事業者が申請するのであれば、特に問題はなりません。ただし、アグリゲーターとしての立場で申請はできません。	要領1-4	
申請方法	申請額の算定のために事前に見積りを取ることは可能か。	可能です。ただし、原則として契約・発注等は交付決定後に行う必要があります。	要領1-8、9	
申請方法	応募はどのように行えばいいか。	本公募では、申請に必要な書類を揃えてjGrants（Jグランツ。デジタル庁が運営する補助金の電子申請システム）でアップロードにて申請いただけます。 詳細は、公募要領2-1、2-2、2-3をご確認ください。	要領2-1	
申請方法	競争入札が困難な場合の選定理由は、申請時に提出する必要があるか。	申請時に選定理由書の提出は不要ですが、中間検査又は確定検査時に必要となります。 競争入札等によることが困難又は不適当であるとする選定理由に客観的な合理性がない場合、対象の設備は補助対象外となります。	要領3-1	
申請方法	運転開始期限までに補助対象設備の調達に困難で時間的に厳しい場合、例外や救済措置はあるのか。	原則として、救済措置等は想定しておりません。	—	
申請方法	応募申請を行った後に、申請受理等に関する通知は行われるのか。	事務局から3営業日を目安に応募申請を受領した旨のメールが事務局から配信されます。	—	
申請方法	提出書類 添付6は自由様式とあるが、具体的にどのような書類を用意するのか。	一般送配電事業者発行の申込受付完了が判別できる書類、及びその支払いがわかる領収書等を合わせて提出いただけます。	—	
申請方法	様式第4-1.1に記入する金額の根拠として見積書の提出は必要か。	申請時点では見積書の提出は不要です。中間検査や確定検査にて、調達に係る帳票類（発注見積、相見積等）を確認します。事業進捗に合わせ見積書含む、契約・発注・支払に関する帳票類を提出して頂きます。	—	
申請方法	様式第2 別紙2-2.において、需要家の記入が3社までとなっているが、需要家が3社以上になる場合、全社を記入する必要があるか。	全ての需要家について記載してください。 記入欄が不足している場合は、別紙追加などで記載ください。	—	
申請方法	様式第2において、保守点検・維持管理の方法や保険加入の計画、廃棄等費用の確保の計画について、記入欄が足りない場合は別紙で作成しても問題ないか。	記入欄が足りない場合は、別紙で作成していただいても問題ありません。その場合は、様式第2の各項目に「別紙〇に記載」と記入し、当該別紙を判別できるように申請書類一式にまとめて提出してください。	—	
申請方法	FITで申し込みしている電気の系統連系申込を非FITにして申請したいが、もう一度申請が必要か。申請後に変更すればよいのか。	系統連系申込みについて、非FITに切り替える場合の再申請の要否は一般送配電事業者にご確認ください。	—	
申請方法	『需要家主導太陽光発電導入促進事業』を申請するにあたり、圧縮記帳は対象となるか。もし圧縮記帳が適応となるなら、公募要領等の資料のどこに載っているのか。	圧縮記帳は対象。 補助事業事務処理マニュアル（R4.6）P39に記載	—	
申請方法	発電事業者と小売電気事業者が同一でも申請は可能か。また、発電事業者小売業者に資本関係があった場合、兄弟会社、社長が一緒などは申請可能なのか。	発電事業者と小売電気事業者が同一会社でも申請は可能です。	—	
審査・採択	審査の基準を教えてください。	審査基準は公募要領2-5に記載のとおりです。	要領2-5	
審査・採択	応募すれば必ず採択されるのか。	公募要領2-5に記載された審査基準によって審査を行い、予算の範囲内で採択します。	要領2-5	
審査・採択	採択結果はどのように通知されるのか。	採択事業者に対しては、採択結果の公表に合わせて、応募申請時に登録されたメールアドレス宛に採択結果通知を送付します。また、本ホームページにおいて採択事業者名を公表します。	要領2-6	
審査・採択	不採択となった場合、その理由を教えてください。	個別の理由についてはお答えいたしかねます。	要領2-6	
審査・採択	採択予定件数は決まっているのか。	採択予定件数は決まっています。予算の範囲内で採択を行います。	—	
審査・採択	採択結果はいつ頃、発表される予定か。	採択結果については、単年度事業、複数年事業毎に締め切り後1~2か月以内を予定しています。	—	

分類	質問	回答（HP公表用）	公募要領対象ページ	追加日
審査・採択	地方公共団体の所有するため池を利用し新設設備設置したい。そのため池が公募により採択されるので、添付8の賃貸契約等の書類の代用として公募要領と採択通知の提出でも大丈夫か。	書類の代用として公募要領と採択通知で問題ありません。ただし処分制限期間使用できるものであること。	－	
審査・採択	ため池に太陽光発電の設備を設置する場合、ため池の水深を測る土木の測量や、ため池にネットをはるので、ネットの費用及びネットを張る工事費は補助対象経費として認められるでしょうか。	補助対象経費として認めます。	－	
審査・採択	物価上昇して設備等の価格が上昇した場合はどうなるのか。	交付決定額を上回ることはいけません。また公募要領 1－6、補助対象事業の要件等を満たす必要があります。	－	
審査・採択	農地に太陽光発電設備を設置する場合、地主と発電事業者、両方の名前で農業委員会に申請するのか。	発電事業者と地主が別の場合は両方の名前での申請が必要となります。	－	
審査・採択	営農型で太陽光発電を設置するのに、柵を設置しなくても補助対象となるか。	事業策定ガイドライン（太陽光発電）2章2節4、周辺環境への配慮をご参照ください。（営農でも50kW以上の場合、柵は必須となります。）	－	
審査・採択	小売電気事業者、需要家と8年の契約が終了したあと、9年目以降、処分制限期間内に自己託送しても問題ないか。	小売電気事業者、需要家との契約期間、又は処分制限期間のいずれか長い期間はできません。	－	
審査・採択	需要家が8年以上にわたって、契約する前提として1年更新の契約書でもよいのか。（契約書上には期間についての記載がない想定）	認められません。	－	
審査・採択	発電量の7割以上について、その計算は昼間の電力を基準とするのかあるいはトータルの時間からの計算になるのか。	年間の計画発電量の70%が、8年以上需要家に供給される契約であることが要件です。この計画発電量は、24時間（昼夜含む）×365日×設備稼働率で計算されます。また、定期報告で計画発電量の70%の電気が需要家に供給されたことを確認します。	－	
審査・採択	検討料支払いの領収書の名前は申請事業者でなく工事の事業者でもよいのか。	一般送配電事業者への接続検討申し込み時の検討料は、補助対象外です。	－	
審査・採択	太陽光発電でディーゼル発電機を入れた場合は補助対象となるのか。	対象外です。	－	
審査・採択	架台設置が出来ない場所のアスファルト上に設置するコンクリートブロック基礎台は、架台とみなして設備購入費とすべきか、あるいは、基礎とみなして工事費とすべきか。	コンクリートブロック基礎台を、購入する場合は設備購入費に、現場で工事と一緒に作製するのであれば工事費に計上してください。	－	
審査・採択	補助対象経費の土地造成費の範囲が分からない。樹木の伐採や地中埋没物の撤去は補助対象になるのか。	樹木の伐採や地中埋没物（自然由来の物）の撤去作業も土地造成作業に含まれる作業ですので補助対象です。なお建築物や埋設された産業廃棄物の撤去、隣接地の伐採等は対象外です。	－	
審査・採択	測量会社に図面の作成を含めて依頼をする際に設計等に関わる、林地開発費用、農地から転用するための手続き費用、分筆するための諸費用は土地造成費として補助対象になるのか。	林地開発費用のうち、測量して図面作成までは補助対象になりますが、手続き費用は補助対象外です。農地から転用するための手続き費用、分筆するための諸費用は対象外となります。	－	
審査・採択	砕石は補助対象経費に含まれるか。	発電所設置エリアにおける砕石は、土地造成費に含まれます。	－	
事業実施	複数の発電所が順次運転を始めるが、全ての発電所が完成したら需要家に電力供給する契約をしている。一部の発電所が運転を開始した段階で、小売電気事業者が発電電力を買い取ってくれることになった。売電となるが良いか。	1－6、補助対象事業の要件v. における電気を利用する契約等を満たすまでの間、運転された発電所の電力を、様式第2実施計画書別紙2-2に記載の小売電気事業者に供給（売電）することは可能です。	要領 1－6	
事業実施	事業完了とはどのような状況を指すのか。	補助対象設備による運転を開始するとともに補助対象経費の全ての支払いが完了した時点をもって、補助事業の完了とします。	要領 1－9、3－4	
事業実施	需要家などと締結した契約等の期間中に、需要家や小売電気事業者を変更することは可能か。	原則として、需要家又は小売電気事業者の変更は認めません。補助事業者、需要家と需給契約を締結する小売電気事業者、需要家の間で交わされた電気の利用に関する契約等の期間が終了するまでの期間に需要家又は小売電気事業者の変更を行う場合は、補助事業者に対して、交付規程等に基づき補助金の返還を求めます。	要領 2－3等	
事業実施	中間検査とはどのようなことを行うのか。	事務局が補助対象事業者の事務所や補助事業の現地等に赴き、設備設置状況や証拠書類の確認等を行います。	要領 3－3	
事業実施	補助事業の実施期間中に補助金の概算払を受けることは可能か。	原則として精算払とし、事業途中での概算払は行いません。	要領 3－5	
事業実施	交付決定後、関係法令を遵守していないことが判明した場合はどうなるのか。	公募要領等に定める要件を満たしていないことから、交付決定の取消等の措置をとることがあります。	要領 3－7	
事業実施	本事業において取得した設備の売却などの処分の際に制限があるか。	補助金で取得、または効用の増加した財産を当該資産の処分制限期間内に処分（補助金の交付目的に反して使用、譲渡、交換、貸し付け、廃止、または担保に供すること）しようとする時は、事前に処分内容等についてJPEAの承認を受けなければなりません。なお、その際、補助金の返還を求める場合があります。	－	
事業実施	本事業に関する帳票等の管理期間を教えてください。	補助事業に係る資料（申請書類、JPEA発行文書、経理に係る帳簿及び全ての証拠書類）は、補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間いつでも閲覧に供せるよう保存してください。	－	
事業実施	通常、事業者との取引に手形を使用しているが、本補助金でも手形による支払は可能か。	手形での支払は認められません。支払は全て銀行振込によるものとして下さい。補助事業の実施に際しては、経済産業省の「補助事業事務処理マニュアル（R4.6）」に準拠するとともに、JPEAが指示する方法により、経理処理を行ってください。	－	
事業実施	銀行振り込みによる支払だが、割賦による支払も認められるか。	割賦による支払は認められません。補助事業の実施に際しては、経済産業省の「補助事業事務処理マニュアル（R4.6）」に準拠するとともに、JPEAが指示する方法により、経理処理を行ってください。	－	
事業実施	補助金の交付決定後、他社に補助事業を承継することは可能か。	補助事業の実施に関して、申請から補助事業の終了後の財産管理が終了までの間、責任を持って実施できる者が申請を行ってください。なお、本事業により取得した補助対象設備を処分制限期間内に他の企業等に承継することは、補助事業財産の処分に該当し、補助金の返還が発生する場合があります。また、交付決定前に変更する場合は、必ずJPEAに問い合わせを指示を受けてください。	－	
事業実施	補助事業事務処理マニュアルはどこに掲載されているのか。	経済産業省のHPIに補助事業事務処理マニュアルが掲載されています。R5Yについては、補助事業事務処理マニュアル（R4.6）をご参照ください。	－	
事業実施	太陽光発電設備の処分制限期間は何年ですか。	需要家主導の補助事業の場合、専ら系統に接続供給される設備であることから原則、処分制限期間は機械及び装置 その他の設備（主として金属製のもの）による17年になります。	－	